

## Actus Newsletter(資産税)

## 令和5年度税制改正 相続時精算課税制度



令和5年度の税制改正では、以前より検討されておりました「相続税と贈与税の一体課税」についての改正が織り込まれております。暦年課税制度の贈与については、相続財産への足し戻し期間が3年から7年に延長され、また相続時精算課税制度については年間110万円の基礎控除が創設されるなど、大きな改正があります。そこで、今月号と次月号の2回にわたって、贈与に関する税制改正について解説していきます。まず今回は、利便性が向上し利用の増加が見込まれる「相続時精算課税制度」についてご紹介します。

## ■ 相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度(以下「本制度」)は、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し贈与した際に選択できる制度で、贈与額は複数年にわたり2,500万円までは課税されず、2,500万円を超えた際には一律20%の贈与税が課されます。本制度の贈与者に相続が発生した時には、贈与された財産を、贈与時の価額で相続財産に含めて相続税を計算し、相続税で精算することになります。

本制度を利用する場合には、贈与した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出する必要があります。一度選択すると、暦年課税制度の贈与は使えなくなります。本制度の選択後に贈与があった場合には、その贈与の都度、贈与税の申告が必要となります。

## ■ 相続時精算課税制度における令和5年度税制改正の内容

### ●概要

本制度を選択した場合の贈与財産は、現行では全て相続財産に加算されることとなりますが、今回の改正で、本制度を選択した場合においても**年間110万円の基礎控除が適用できる制度**が創設されます。また、本制度により贈与された土地又は建物で**災害等により被害を受けた場合の救済措置**が新たに設けられます。

### ●相続時精算課税制度を選択した場合における年間110万円の基礎控除の創設

本制度を選択した場合に**新たに年間110万円の基礎控除枠が加わります**。この基礎控除枠は、毎年使用することが出来ます。さらに**年間110万円以下の贈与であれば贈与税の申告も不要**となります。

改正後は、本制度を選択した贈与であっても、年間110万円までの贈与であれば、贈与税の申告手続きは不要であり、また将来相続税に加算する必要もありませんので、贈与税も相続税もかからないこととなります。今回の改正により、利便性が大幅に向上することとなります。

この改正は、**令和6年1月1日以降に贈与された財産**について適用されます。

### ●災害等により被害を受けた場合の救済措置

本制度を選択した場合、相続発生時には、贈与された財産を贈与時点の価額で相続財産に含めて相続税を計算しますが、今回の改正で、本制度により贈与された**土地又は建物で災害等によって被害を受けた場合には、相続時点の被害を受けた後の価額**で相続税が計算される措置が設けられます。

この改正は、**令和6年1月1日以降に発生した災害等**により被害を受けた場合に適用されます。

### ●相続時精算課税制度の改正前後の比較表

| 区分     | 改正前                                  | 改正後   |
|--------|--------------------------------------|---|
| 贈与者    | 60歳以上の者                              |   |
| 受贈者    | 18歳以上の推定相続人及び孫(贈与者の直系卑属)             |   |
| 選択     | 必要(一度選択すると相続時まで継続適用)                 |   |
| 控除     | 特別控除:累計2,500万円(複数年で使用可)              | 特別控除:累計2,500万円(複数年で使用可)<br><b>基礎控除:年間110万円(毎年使用可)</b> |
| 計算方法   | (贈与額-2,500万円)×20%                    | [(贈与額-110万円)-2,500万円]×20%                             |
| 申告手続   | 贈与の都度、贈与税の申告が必要<br>金額にかかわらず贈与税の申告が必要 | 贈与の都度、贈与税の申告が必要<br><b>年間110万円以下の場合には贈与税の申告不要</b>      |
| 相続時の精算 | 生前に贈与された財産を相続財産に加算                   | 生前に贈与された財産を相続財産に加算<br><b>年間110万円以下の贈与財産は加算不要</b>      |
| 救済措置   | なし                                   | <b>災害等があった場合には被害後の金額に再計算</b>                          |

# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！